

2024年10月診療報酬改定 施設基準に係る掲示事項

●選定療養費に係る長期収載品について

長期収載品（後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品）を患者さまの希望で使用する際に、選定療養費として患者さまの自己負担が発生します。

【対象となる場合】

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方

【対象となる医薬品】

- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品
- ・ 後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- ・ 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- ・ 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度(指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方)をご利用の場合も負担の対象となります。

2024年6月診療報酬改定 施設基準に係る揭示事項

●明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

●医療情報取得加算

当院ではマイナンバーカードが健康保険証（マイナ保険証）として使用でき、オンライン資格確認を行っております。患者様が同意された場合、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。質のよい医療を提供するためにも、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

※国の法律に基づく公費負担医療や福祉医療費受給者証については、マイナ受付対応の医療機関等であっても、引き続き窓口への各種証の持参が必要です。ご注意ください。

（自立支援医療受給者証（更生医療）、生活保護法医療券、重度心身障害者医療費受給者証など）

●医療 DX 推進体制整備加算

オンライン請求を行っており、オンライン資格システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。